

IC一日乗車券の発売等に関する特約(バス)

第1編 総則

(目的)

第1条 この特約は、国際興業株式会社（以下「当社」という。）のICカード取扱規則（以下「IC規則」という。）に定めるICカード、外国人向けICカード取扱規則（以下「外国人向けIC規則」）に定める外国人向けICカード、ICカード取扱規則に関する特約（以下「モバイルIC特約」）に定めるモバイルIC端末、特定の携帯情報端末におけるICカード取扱規則に関する特約（以下「特定モバイルIC特約」）に定めるモバイルIC特定端末に付加する当社IC一日乗車券（以下「バスIC一日券」）の発売等について定めることを目的とする。

(有効日及び発売期間)

第2条 バスIC一日券の有効日及び発売期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 有効日 発売日に限る。
ただし、発売日の始発以降の購入分は翌日の午前4時まで使用可能となる。また、発売日翌日の午前4時以前の購入分については午前4時を境に使用できなくなる。
- (2) 発売期間 通年

(運送契約の成立時期及び適用規定)

第3条 旅客運送等の契約は、その成立について別の意思表示をした場合を除き、旅客が定められた旅客運賃を支払い、バスIC一日券を購入したときに成立する。

- 2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、その契約の成立した時の規定による。

(バスIC一日券の効力)

第4条 バスIC一日券を所持する旅客は、当該バスIC一日券の有効日に限り、当社の指定する路線に、乗車回数に制限なく乗車することができる。ただし、深夜バスに乗車する場合は、一回の乗車ごとに、深夜差額運賃を乗車の際に別途支払うことにより、乗車することができる。

(運賃)

第5条 バスIC一日券の運賃は、次に定めるとおりとする。

- (1) 大人 800円
- (2) 小児 400円

(発売)

第6条 バスIC一日券は、IC規則第2条第1項第1号及び第2号に定めるICカード並びに外国人向けIC規則第2条第1項に定める外国人向けICカード並びにモバイルIC特約第1条に定めるモバイルIC端末並びに特定モバイルIC特約第1条のモバイルIC特定端末に発売する。この場合において、前条第1号に定める大人の使用に供するバスIC一日券は、IC規則第3条第6号の無記名ICカード及び第9号の大人用ICカード並びに外国人向けIC規則第3条第7号の大人用外国人向けICカード並びにモバイルIC特約第1条のモバイルIC端末並びに特定モバイルIC特約第1条のモバイルIC特定端末にその機能を付加する。また、前条第2号に定める小児の使用に供するバスIC一日券はIC規則第3条第10号の小児用ICカード並びに外国人向けIC規則第3条第8号の小児用外国人向けICカードにその機能を付加する。

2 バスIC一日券は、旅客の所持するICカード等のIC規則第3条第4号及び外国人向けIC規則第3条第6号のSFから、前条の運賃の減額と引換えに発売する。ただし、当該ICカードのSF残額が前条の運賃の額に満たない場合は、発売しない。

3 バスIC一日券は、一枚のICカードに複数分発売しない。

4 バスIC一日券は、IC規則第3条第1号のIC取扱事業者（以下「IC取扱事業者」という。）のIC一日券の機能が付加されているICカードに発売しない。ただし、旅客がIC取扱事業者のIC一日券の権利を放棄した場合は、この限りではない。

(発売場所)

第7条 バスIC一日券は、適用路線を運行するバスの車内に設置された、IC規則第3条第19号のIC運賃機において発売する。

(制限又は停止)

第8条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため、必要があるときは、バスIC一日券の発売又は使用等を制限および停止することがある。

2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

(使用方法及び制限事項)

第9条 バスIC一日券を使用する旅客は、バスIC一日券の機能が付加されたICカードの破損、バスR/Wの故障又はバスR/WによるICカードの内容の読取りが不能となったとき、バスIC一日券は使用できないことがある。

(払戻し)

第10条 旅客は、バスIC一日券の発売額の払戻しを請求することができない。

(割引の取扱い)

第11条 バスIC一日券の発売額については、割引の取扱いを行わない。

(無効となる場合)

第12条 バスIC一日券は、次の各号のいずれかに該当する場合、無効とする。

- (1) 乗車処理後のバスIC一日券の機能が付加されたICカードを他人から譲り受けて使用した場合
- (2) 偽造、変造又は不正に作成されたバスIC一日券を使用した場合
- (3) その他不正乗車的手段として使用した場合

2 バスIC一日券が障害状態になった場合は、前項の規定を準用する。

(不正使用に対する旅客運賃・割増運賃の収受)

第13条 前条第1項の規定に該当し使用した場合、当社が定める運送約款第27条の定めにより割増運賃を収受する。ただし、旅客に悪意がなく、かつ、その証明ができる場合は、割増運賃を収受しないことがある。

(その他)

第14条 この特約に定めのない事項については、当社の運送約款に準ずる。

2024年10月1日制定